

尾張旭市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体（公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター）監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和2年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

# 財政援助団体監査報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（財政援助団体監査）

## 2 監査の対象

平成30年度及び令和元年度の公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本市からの財政援助に係る事務

## 3 監査の期間

令和2年4月24日から令和2年5月28日まで

## 4 監査の方法

シルバー人材センターの事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

## 5 監査の結果

シルバー人材センターの事務及び当該団体に関する市の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

## 6 指摘事項

- (1) シルバー人材センターから提出された、補助事業実績報告書の添付書類において、金額の記載誤りが散見された。
- (2) シルバー人材センター事業費補助金交付要綱において、3年の見直し期間を設定するため附則中に失効規定を定めているが、平成30年度の補助金交付事務の執行状況を見ると、事業実績報告書の提出及び補助金の額の確定の手續が失効の日以降に行われている。また、当該要綱には、額の確定後の補助金の返還の規定等が定められていることから、附則には、失効に伴う経過措置を規定する必要がある。

## 7 要望事項

今後における、効率的、効果的な事務の執行等に資するため、次のとおり要望する。事業実績報告について、シルバー人材センターから提出された事業報告資料が、補

助金の申請時に提出された事業計画に対して、結果が分かりにくい報告資料となっている。事業報告においても計画に沿って事業が行われていたか、事業の項目ごとに結果を報告することが望ましいと思われる。高齢者の活動支援の拠点としての役割を市民に身近に感じてもらうためにも、日頃から分かりやすい資料を作成するよう心掛けていただきたい。